

入 札 説 明 書

令和 8 年 9 月 11 日付けで公告した愛知こどもの国 トンネル点検業務委託に係る一般競争入札については、下記のとおり実施する。

1 調達内容

- (1) 調達案件
愛知こどもの国 トンネル点検業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
別紙設計書、仕様書及び図面のとおり
- (3) 履行期間
契約日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 履行場所
愛知こどもの国（愛知県西尾市東幡豆町南越田 3 番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 「令和 8・9 年度入札参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等業務）」の建設コンサルタント業務に登載されている者であること。
- (2) 過去 5 年以内に道路法に基づくトンネルの点検業務について実績を有すること。
- (3) 国土交通省登録技術者資格の施設分野区分「橋梁」のうち、業務区分「計画・調査・設計」、技術士（建設部門 鋼構造及びコンクリート）及び技術士（総合技術監理部門 建設一鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格・実務経験を有する設計業務共通仕様書（愛知県建設局 令和 7 年 10 月 1 日）に定める管理技術者及び照査技術者を適正に配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から対象業務の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 確認申請書の提出日から当該業務委託の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加を希望する者（以下、「入札希望者」という。）は、別紙 1 を添付して確認申請書をあいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札システム（以下「電子入札システ

ム」という。)により送信した後、すみやかに申立書(別紙2)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 確認申請書の提出期間等

令和8年9月11日(金)午前8時から令和8年9月15日(火)午後5時までの間に、確認申請書については電子入札システムにより、申立書(別紙2)については電子入札システム、持参又は郵送(ただし、書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出先

愛知県福祉局子育て支援課管理・施設グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

電話(052)954-6625(ダイヤルイン)

(4) 提出書類に関する注意事項

入札希望者は、愛知県が提出書類について説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

提出書類の作成に要する費用は入札希望者の負担とする。

愛知県に提出した提出書類は、返却しないものとする。また、一度提出した提出書類の提出期間後における差替え及び追加提出は認めない。

郵送(ただし、書留郵便に限る。)により提出する場合は、提出期間内に提出場所に必着のこととする。

(5) 確認結果の通知方法

各入札希望者に対して、令和8年9月16日(水)午後3時までに入札参加資格の有無を電子入札システムにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。

説明を求めるときは、令和8年9月16日(水)午後5時までに、愛知県福祉局子育て支援課管理・施設グループにその旨を記した書面を直接持参すること。

4 入札説明書に対する質問

入札説明書に対する質問は次のとおり質問書(様式自由)をメールにより愛知県福祉局子育て支援課まで提出すること。(メール本文による質問は認めないものとする。)

(1) 提出期間

令和8年9月11日(金)午前8時から令和8年9月14日(月)午後5時まで。

提出先アドレス: kosodate@pref.aichi.lg.jp

(2) 回答方法

質問に対する回答は質問書受領後速やかに行うものとし、回答書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答書作成から令和8年9月24日(木)まで

イ 閲覧場所

入札情報サービスの本入札に係るページ内の添付ファイルにて掲示

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3(3)に同じ

(2) 入札期間

令和8年9月18日（金）午前9時から令和8年9月24日（木）午後5時までの間に入札書を電子入札システムにより送信すること。その際、必ず適切な工事内訳書を添付すること。内訳書の未提出又は内容に不備がある工事費内訳書を提出した者の入札は、原則として入札を無効とする。（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時から午後8時まで）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年9月25日（金）午前10時
愛知県福祉局子育て支援課

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を指定された日時に納めなければならない。

ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

- (2) 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証書を提出しなければならない。

- (3) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対して契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に還付する。

- (4) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

- (5) 入札保証金の納付日時及び場所

令和8年9月18日（金）午前9時から午前9時30分まで
納付場所は3（3）に同じ

- (6) 入札保証金の免除

入札希望者が入札保証金の納付の免除を受けようとする場合、入札保証保険証書又は業務実績等証明書（別紙3）を令和8年9月15日（火）午後5時まで（必着）に電子入札システム、持参又は郵送（ただし、書留郵便に限る。）により愛知県福祉局子育て支援課まで提出すること（持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時までの間）。確認結果については、提出した者に対して令和8年9月16日（水）までに通知する。

【参考 愛知県財務規則第152条の3】

（入札保証金の納付の免除）

第百五十二条の三 契約担当者は、契約の締結に当たり一般競争入札の方法によろうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 入札に参加しようとする者が政令第百六十七条の五の規定により知事が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札金額

- (1) 入札参加者は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の方法

- (1) この入札は、電子入札システムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。なお、電子入札により難しい場合は、承認を得て、紙により入札に参加できる。
- (2) 詳細な入札方法は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領によるものとする。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/0000000084.html>

9 入札の辞退

- (1) 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより、入札辞退届を送信するものとする。
ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。
- (2) 入札書を提出した後は、辞退することができない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

10 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

11 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し二つ以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印のない入札（電子入札にあつては電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書のない入札）
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

13 落札者の決定

入札書に記載した総額が、財務規則第 154 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつて、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 再度入札

第 1 回目の入札において落札者がいない場合は、再度入札は行わない。

15 同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじで落札者を決定する。
- (2) 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の 3 桁の数値）を記載して提出するものとする。
なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

16 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に、財務規則第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に変わる担保を提供しなければならない。

ただし、財務規則第 129 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

17 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。
- (3) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

18 異議の申立

入札をした者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案についての不明及び履行場所の状況等の不明・未確認を理由として異議を申し立てることはできない。

19 その他

- (1) 入札参加者は、契約書（案）、設計書、仕様書及び添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、履行場所の状況等を現地で確認したい場合は、愛知こどもの国施設管理者の了解を得た上で行うことができる。なお、入札後、履行場所・内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※愛知こどもの国の連絡先

愛知こどもの国（愛知県西尾市東幡豆町南越田 3 番地）

電話（0563）62-4151

- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令及び愛知県財務規則を熟知し、入札しなければならない。
- (4) 落札者に談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (5) 落札者が「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (6) 契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、「建設工事等における電子契約について」を参照してください。